

【公開版】

提出年月日	令和2年1月17日	R2
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第 10 条 : 加工施設への人の不法な侵入等の防止

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設計の基本方針

2. 1 設備等

2. 2 気象等

2 章 補足説明資料

2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
第10条:加工施設への人の不法な侵入等の防止

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	加工施設への人の不法な侵入等の防止	12/20	1	
補足説明資料1-2	加工施設 運用、手順説明資料 加工施設への人の不法な侵入等の防止	<u>1/17</u>	<u>2</u>	
補足説明資料1-3	加工施設における加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第10条「加工施設への人の不法な侵入等の防止」に対する防護対策の整理について	12/20	1	

令和 2 年 1 月 17 日 R 2

補足説明資料 1 - 2 (10 条)

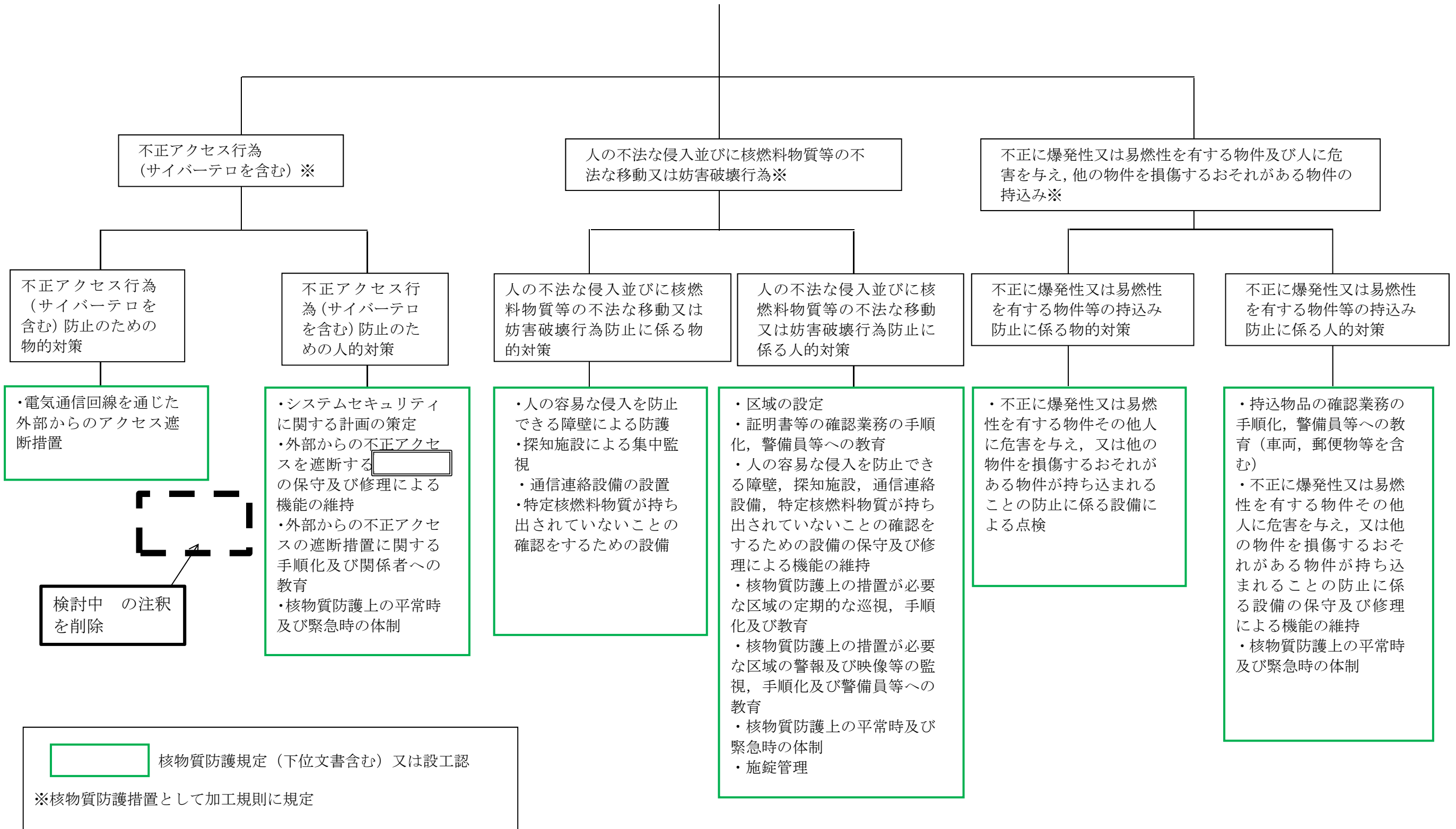
加工施設

運用、手順説明資料

加工施設への人の不法な侵入等の防止

第十条 加工施設への人の不法な侵入等の防止

第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。



補 1-2-2

検討中の注釈
を削除



運用，手順に係る運用対策等（設計基準）

事業許可基準規則対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第十条 加工施設への人の不法な侵入等の防止 ※核物質防護対策として実施	不正アクセス行為（サイバーテロを含む）の防止	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセスの遮断措置に関する手順 システムセキュリティに関する計画にて運用
		体制	核物質防護上の平常時及び緊急時の体制
		保守管理	外部からの不正アクセスを遮断する□の保守及び修理による機能の維持
		教育	関係者への外部からの不正アクセスの遮断措置に関する教育
	人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為の防止	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> 区域の設定 証明書等の確認業務の手順化 核物質防護上の措置が必要な区域の定期的な巡視及び手順化 核物質防護上の措置が必要な区域の警報及び映像等の監視及び手順化 通信連絡設備を用いた関係機関への通報 施錠管理
		体制	核物質防護上の平常時及び緊急時の体制
		保守管理	人の容易な侵入を防止できる障壁，探知施設，通信連絡設備，特定核燃料物質が持ち出されていないことの確認をするための設備の保守および修理による機能の維持
		教育	<ul style="list-style-type: none"> 警備員等への証明書等の確認業務の教育 警備員等への核物質防護上の措置が必要な区域の定期的な巡視に係る教育 警備員等への核物質防護上の措置が必要な区域の警報及び映像等の監視に係る教育

補 1-2-3

□ は核不拡散上の観点から公開できません。

事業許可基準規則対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第十条 加工施設への人の不法な侵入等の防止 ※核物質防護対策として実施	不正に爆発性又は易燃性を有する物件及び人に危害を与え、他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みの防止	運用・手順	・持込物品の確認業務の手順化（車両、郵便物等を含む）
		体制	・核物質防護上の平常時及び緊急時の体制
		保守管理	・不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることの防止に係る設備の保守および修理による機能の維持
		教育	・警備員等への持込物品の確認業務の教育